

老朽危険空き家除却支援補助金について

この補助金は、「立科町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱」に基づき交付されます。
老朽化し、危険な空き家の解体、撤去を行う方に対し、その際に生じる撤去・解体費用の2分の1に相当する額を補助するものです。

補助額

撤去・解体費用の2分の1に相当する額（最大50万円）

対象となる建物

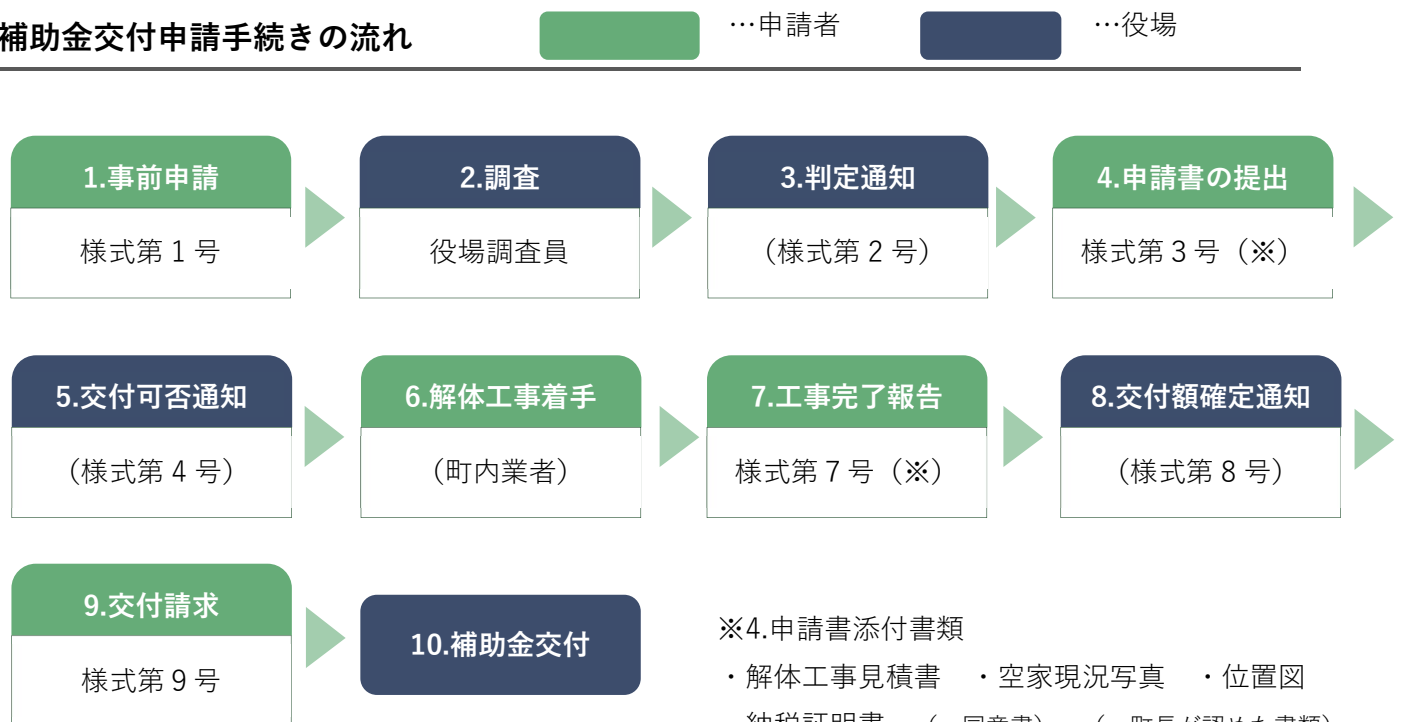
特定空家及び特定空家等に準ずるものとして町長が認める空家であり、

- ・個人が所有する戸建住宅
- ・不動産業を営む者の、営利目的住宅でないこと

対象者の条件

空家の所有権、もしくは除却できる権利があること
税金等の滞納がないこと

補助金交付申請手続きの流れ



(問合せ先) 立科町役場 建設環境課 建設係

係長: 岩下 担当: 丸山 TEL: 0267-88-8409 FAX: 0267-56-2310